

資格問題につきまして —第3報—

●当協議会では、6月16日に「公認心理師法案についての声明」のなかで、本法案の問題点を指摘して参りました。これらの問題点は、会員校におかれましては、当該の大学院生の教育にも影響を与えるものであると認識しています。

●最新の公認心理師法案を、当協議会が6月8日にホームページにアップしました「公認心理師法案（未定稿）」と比較してみると、第七条の受験資格に関する文言に変更が加えられています。すなわち、大学と大学院で修める科目が「心理学等」から「心理学その他の公認心理師となるために必要な科目」と変更されており、修める科目の幅が広がっている点です。会員校におかれましては、この点に注目していただきたいと思います。学生の教育に影響を与える可能性があるからです。また、第七条の規定では、専門学校等の参入の可能性もあります。

●本法案におきまして重要なポイントである第四十二条の「医師の指示」につきまして、当協議会では、「公認心理師法案の国民と臨床心理士への影響について」として文書でまとめましたので、会員校におかれましては、お目通しいただき、ご意見を頂戴できれば幸甚です。